就労証明書

目黒区福祉事務所長　　宛

セルフチェック用

証明日が未記入のもの、証明日が提出月の当月・前月及び前々月以外のもの、証明日時点で就労開始していない就労証明書は無効です（証明日が８月の場合は同年の８、９、１０月に提出可）。就労内定のかたは求職等といった、就労以外の要件で教育・保育給付認定を受けることになります。

本人が代表者である場合、第三者による証明であっても自営業の添付書類（保育施設利用のご案内「お申込みに必要な書類」参照）が必要です。

証明日	西暦	20XX	年	8	月	15 日
事業所名	株式会社〇〇					
代表者名	五本木　宏					
所在地	東京都港区XX-X					
電話番号	03	—	XXXX	—	XXXX	
担当者名	大橋					
記載者連絡先	080	—	XXXX	—	XXXX	

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業　☐ 漁業　☐ 鉱業・採石業・砂利採取業　☐ 建設業　☐ 製造業　☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☑ 情報通信業　☐ 運輸業・郵便業　☐ 卸売業・小売業　☐ 金融業・保険業　☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス　☐ 宿泊業・飲食サービス業　☐ 生活関連サービス業・娯楽業　☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業　☐ 複合サ　☐ その他（　　）
2	フリガナ	メグロ　ハナヨ
	本人氏名	目黒　花代　　生年月日　20XX　年　7 月　14 日
3	雇用(予定)期間等	☑ 無期　☐ 有期　期間（無期の場合は雇用開始日のみ）　20XX　年　4　月　1　日　～　　年　　月　　日
4	本人就労先事業所	名称　株式会社〇〇 住所　目黒区三田X-X
5	雇用の形態	☑ 正社員　☐ パート・アルバイト　☐ 派遣社員 ☐ 自営業主　☐ 自営業専従者　☐ 家族従業者　☐ 内職　☐ 業務委託　☐ その他（　　）
6	就労時間（固定就労の場合）	月 ☑　火 ☑　水 ☑　木 ☑　金 ☑　土 ☐　日 ☐　祝日 ☐　合計時間　月間　165　時間　0　分（うち休憩時間　1200　分） 一月当たりの就労日数　月間　20　日　一週当たりの就労日数　週間　　日 平日　9　時　0　分　～　17　時 　　時　分　～　時 　　時　分　～　時
	就労時間（変則就労の場合）	☐ 月間　☐ 週間　時間　分（うち休憩時間　分） 就労日数　☐ 月間　☐ 週間　日 主な就労時間帯・シフト時間帯　時　分　～　時
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月　20XX　年　8　月　21　日／月　168.00　時間／月 年月　20XX　年　9　月　22　日／月　180.00　時間／月 年月　20XX　年　10　月　20　日／月　160.00　時間／月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中 期間　20XX　年　8　月　14　日　～　20XX　年　11　月　19　日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☑ 取得中　☐ 取得済み 期間　20XX　年　11 月　20 日　～　20XX　年　9 月　23 日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定　☐ 取得中　☐ 取得済み　理由　☐ 介護休業　☐ 病休　☐ その他（　　） 期間　　年　月　日　～　　年　月　日
11	復職(予定)年月日	☑ 復　　24　日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取　　年　月 主な就労時間帯・シフト時間帯　時　分　～　時　分（うち休憩時間　分）
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有　☐ 有(予定)　☑ 無
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☐ 有　☐ 有(予定)　☐ 無　☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☑ 可　☐ 可(予定)　☐ 否
16	育休延長可否	☑ 可　☐ 可(予定)　☐ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年　月　日　～　年　月　日
18	備考欄	取得済の育休：20XX年X月X日～20XX年X月X日
19	保護者記載欄	児童名：目黒　太郎　生年月日：20XX　年　9　月　24　日　施設名：〇〇保育園　☐ 利用中　☑ 申込中(第一希望) 児童名　生年月日　　月　日　施設名　☐ 利用中　☐ 申込中(第一希望) 生年月日　　月　日　施設名　☐ 利用中　☐ 申込中(第一希望)

無期雇用および自営業の場合も雇用開始日を記入。

経営者が配偶者の場合も自営業の添付書類（保育施設利用のご案内「お申込みに必要な書類」参照）が必要です。無償の手伝いで報酬が発生していない場合は、就労要件で認定されません。

複数箇所で勤務していて複数の就労証明書を提出する場合、いつ、どちらの仕事をしているのかが読み取れること。

「３～４日」のような記載がされている場合、少ない方のお時間（この場合は３日）で基本指数（保育施設利用のご案内「利用調整基準指数等」参照）が決まります。

直近３か月（育休中の場合は取得前の３か月）の就労実績を記入。就労開始直後のかたは今後の就労見込みを記入。

出産後すぐ仕事に復帰した場合も産後６週間は産後休業期間として扱います。

介護休業および病休を取得中の場合や、配偶者同行休業等の理由で欠勤している場合は就労要件で認定されません。

育休中および過去に育休を取得したことのあるかたは必ず記入。

No9に記載のあるかたで、過去にも育休を取得していた場合は備考欄に記入。

就労証明書のみ提出する場合は必ず記入（No１９は保護者自身でお書きいただけます。）。